

# UBS公益・金融社債ファンド (為替ヘッジあり)

追加型投信／内外／債券

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

わ  
ゆ  
み  
ば

愛  
称



UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

本書は、金融商品取引法第13条に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。



# UBS 公益・金融社債ファンド ( 為替ヘッジあり )

愛称：わかば

追加型 / 内外 / 債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（交付目論見書）

2010年7月

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

- 『UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)』(以下「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年6月22日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月8日にその効力が発生しております。
- 投資信託説明書(交付目論見書)は、金融商品取引法第13条第2項第1号に定める事項に関する内容を記載した目論見書で、投資者による受益権の取得に際し、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書です。  
投資信託説明書(請求目論見書)は、金融商品取引法第13条第2項第2号に定める事項に関する内容を記載した目論見書です。投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社に対して請求があった場合に交付いたします。販売会社に投資信託説明書(請求目論見書)をご請求された場合は、その旨をご自身で記録して頂きますようお願いします。
- 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動き(外国証券には為替変動リスクがあります。)による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって当ファンドは元本が保証されているものではありません。
- 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
代表者氏名	岡村 進
本店の所在の場所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として外貨建ての債券に投資を行います。当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、基準価額が下落した場合には、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

下記の内容は、この投資信託(以下「当ファンド」といいます。)をお申込みされる際にあらかじめ、投資家の皆様にご確認頂きたい事項としてお知らせするものです。

お申込みの際には、下記の内容および投資信託説明書(交付目論見書)の内容を十分にお読みくださいますようお願い申し上げます。

## 記

### ■当ファンドに係るリスクについて

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドの基準価額の変動要因としては、主に「公社債に関する価格変動リスク」、「カントリー・リスク」、「為替変動リスク」などがあります。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

### ■当ファンドに係る費用について

#### [直接的な費用]

##### ◆買付手数料

買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては 1 口当たり 1 円)に 2.1% (税抜 2.0%) を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

※詳しくは販売会社にてご確認ください。

##### ◆換金(解約)手数料 : ありません。

##### ◆信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.15% の率を乗じて得た額

#### [間接的な費用]

##### ◆信託報酬

当ファンドの純資産総額に年率 1.1025% (税抜年率 1.05%) を乗じて得た額とします。

## ◆その他費用

監査費用、受益権管理事務費用、法定書類関係費用等は、当ファンドの純資産総額に年 0.10% の率を乗じて得た額を上限(信託財産の規模等を考慮し、かかる上限を隨時見直し変更することがあります。)とし、当ファンドの信託財産より支払われる場合があります。また、組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用等がかかりますが、これらの費用は信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

※受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

※詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)の「手数料等及び税金」をご覧ください。

以上

## ファンドの概要

### UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)

本概要是、投資信託説明書(交付目論見書)本文の「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」等を要約したもので、投資信託説明書(交付目論見書)の一部です。詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文の該当ページをご覧ください。

お申込みに際しましては、投資信託説明書(交付目論見書)本文をよくお読みいただき、商品の内容・リスク等を十分ご理解のうえ、お申込みくださいますようお願い申し上げます。

商品分類	追加型/内外/債券 社団法人 投資信託協会の商品分類については、詳しくは後記「ファンドの基本的性格」における商品分類表・属性区分表をご覧ください。 また、ファンドにおいて使用しない商品分類および属性区分の定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ( <a href="http://www.toushin.or.jp/">http://www.toushin.or.jp/</a> )をご覧ください。
主な投資対象	世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券を実質的な主要投資対象とします。
投資方針	1. UBS 公益・金融社債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)への投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。 2. マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。 3. 実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。 4. 信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。 5. マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。 6. 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	1. 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。 2. デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。 3. 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

<b>主な投資リスク</b>	「公社債に関する価格変動リスク」、「カントリー・リスク」、「為替変動リスク」など 詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。
<b>信託期間</b>	原則として無期限とします。(平成22年7月23日設定) 純資産総額が30億円を下回った場合には繰上償還することがあります。
<b>決算日</b>	毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。 初回決算日は平成22年9月10日です。
<b>収益分配</b>	原則として毎決算時に分配方針に基づいて分配を行います。 ただし、委託会社の判断で分配を行わないことがあります。 初回決算日には分配を行わない方針です。 「自動けいぞく投資コース」の場合は、原則として、税金を差引いた後自動的に無手数料で再投資されます。
<b>申込期間</b>	当初申込期間:平成22年7月8日から平成22年7月22日まで 継続申込期間:平成22年7月23日から平成23年10月7日まで 継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
<b>買付単位</b>	1円または1口単位(当初申込期間においては1口当たり1円)を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。 詳しくは販売会社または後記照会先にお問い合わせください。
<b>買付価額</b>	当初申込期間:1口当たり1円 継続申込期間:買付申込受付日の翌営業日の基準価額 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
<b>買付時の申込手数料</b>	買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。 詳しくは販売会社または後記照会先にお問い合わせください。
<b>換金単位</b>	1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。
<b>換金価額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額
<b>信託財産留保額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%の率を乗じて得た額
<b>換金代金の支払い</b>	換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。

<b>買付・換金の申込受付け</b>	買付および換金は、原則として販売会社の営業日にお申込みいただけます。ただし、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付および換金のお申込みの受付けは行いません。
<b>申込みの受付時間</b>	販売会社の営業日の午後3時までに受付けた買付および換金のお申込み(当該お申込みにかかる販売会社所定の事務手続が完了したもの)を、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎてのお申込みは翌営業日(上記のお申込みの受付けを行わない日を除きます。)の取扱いとなります。
<b>信託報酬</b>	信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%(税抜年率1.05%) この他に監査費用、法定書類関係費用、受益権の管理事務費用等に相当する額が信託財産から差し引かれる場合があるほか、信託事務の諸費用、組入有価証券の売買委託手数料等がかかります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

## 照会先

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社(委託会社)  
 委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>  
 委託会社の電話番号 03-5293-3700(営業日の9:00~17:00)

## ファンドの特徴

1

日本を含む世界の投資適格<sup>1</sup>の「公益・金融」企業<sup>2</sup>の発行する社債を、実質的な投資対象とします。

- ◆ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドが行います。

※1 当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。

※2 当ファンドにおいて「公益・金融」企業とは、電気・水道、通信、エネルギー、運輸等、生活に不可欠な公共サービスを提供する「公益関連企業」および銀行・保険等の「金融機関」を指します。

2

原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。

- ◆ 当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接、投資する実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。

3

毎月の安定分配を目指します。

- ◆ 每月10日(休業日の場合は翌営業日)の決算時に収益分配を行います。(ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。)

## ④ UBS グループとは

- UBSグループは、スイスを本拠地として、およそ50カ国の世界の主要都市にオフィスを配し、約64,000名の従業員を擁する総合金融機関です。グローバルにプライベート・バンкиング、資産運用、投資銀行業務などを展開しています。(2010年3月末現在)
- UBSグローバル・アセット・マネジメント・グループは、UBSグループの資産運用部門として、世界25カ国に約3,500名の従業員を擁し、約52.4兆円の資産を運用するグローバルな資産運用グループです。(2010年4月末現在)
- UBS銀行(UBS AG)の格付けはAa3(ムーディーズ)／A+(S&P)です。(2010年5月末現在)



- なお、UBSグローバル・アセット・マネジメント(UK)リミテッドに当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限を委託します。

# 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

## 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

### 金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

### 信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行(デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと)が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

## カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

## 為替変動リスク

組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行なうことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

# ご投資の手引き

## 買付について

原則として販売会社の営業日にいつでも買付申込みを行うことができますが、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込みの受付けは行いません。

買付申込みにつきましては、販売会社の営業日の午後3時までに受付けた買付申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎての申込みは翌営業日(ただし、上記の申込みの受けを行わない日を除きます。)の取扱いとなります。

### 1) 買付単位

1円または1口単位(当初申込期間においては1口当たり1円)を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。

詳しくは販売会社または前記照会先にお問い合わせください。

### 2) 買付価額

当初申込期間:1口当たり1円

継続申込期間:買付申込受付日の翌営業日の基準価額

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

### 3) 買付時の申込手数料

買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは販売会社または前記照会先にお問い合わせください。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた買付申込みを取消すことがあります。

## 収益の分配について

ファンドの収益分配金は、原則として毎決算時に、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)の範囲内で委託会社が市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わない場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

### 1) 決算日

原則として毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行います。

初回決算日は平成22年9月10日ですが収益分配は行わない方針です。

### 2) 支払方法

#### 分配金支払いコース

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

#### 自動けいぞく投資コース

収益分配金は、原則として、税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

### 3) 収益分配金に対する税金

収益分配金のうち普通分配金について課税されます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

## 換金について

原則として販売会社の営業日にいつでも換金申込みを行うことができますが、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込みの受付けは行いません。

換金申込みにつきましては、販売会社の営業日の午後3時までに受付けた換金申込みを、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎての申込みは翌営業日(ただし、上記の申込みの受付けを行わない日を除きます。)の取扱いとなります。

### 1) 換金単位

1円または1口単位を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

### 2) 換金価額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差引いた額  
換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%を乗じて得た額とします。

### 3) 換金代金に対する税金

換金時の譲渡益に対して課税されます。  
詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

### 4) 支払開始日

原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目以降にお支払いします。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、換金申込みの受付けを中止すること、および既に受付けた換金申込みを取り消すことがあります。

換金申込みの受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の換金申込みを撤回できます。ただし、受益者がその換金申込みを撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込みを受付けたものとして、計算された価額とします。また、信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

## 償還について

### 1)信託期間

原則として無期限とします。(平成 22 年 7 月 23 日設定)

純資産総額が 30 億円を下回った場合には繰上償還することがあります。

### 2)償還金に対する税金

償還時の譲渡益に対して課税されます。

詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)本文をご覧ください。

### 3)支払開始日

原則として、償還日から起算して 5 営業日目までにお支払いを開始します。

## 運用状況の報告等について

毎年 1 月および 7 月の決算時に、期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。「運用報告書」は、受益者に対して、販売会社を通じて交付されます。

基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができます。ほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また下記においてご照会いただくこともできます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の 9:00 ~ 17:00)

## 手数料等及び税金

受益者が、買付から換金・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金の概要は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の各項目をご覧ください。

### 買付時、収益分配時、換金時および償還時にご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
買付時	申込手数料 <sup>(1)</sup>	買付申込受付日の翌営業日の基準価額(当初申込期間においては1口当たり1円)に、2.1%(税抜2.0%)以内で販売会社が定める率を乗じて得た額
収益分配時	所得税・地方税 <sup>(2)</sup>	普通分配金に対し10%(所得税7%、地方税3%)
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に0.15%を乗じて得た額
	所得税・地方税 <sup>(2)</sup>	換金時の譲渡益に対し10%(所得税7%、地方税3%)
償還時	所得税・地方税 <sup>(2)</sup>	償還時の譲渡益に対し10%(所得税7%、地方税3%)

( 1 ) 「自動けいぞく投資コース」において分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

( 2 ) 原則として個人の受益者については、上記税率は平成24年1月1日以降20%(所得税15%、地方税5%)となります。なお、法人の受益者については平成23年12月31日までは7%(所得税7%)、平成24年1月1日以降15%(所得税15%)の税率となります。

### 信託財産で間接的にご負担いただく(信託財産が支払う)費用

時期	項目	費用								
保有時	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%(税抜年率1.05%) (年率表示、カッコ内は税抜表示) <table border="1"><tr><td>合計</td><td>委託会社</td><td>販売会社</td><td>受託会社</td></tr><tr><td>1.1025% (1.05%)</td><td>0.5250% (0.50%)</td><td>0.5250% (0.50%)</td><td>0.0525% (0.05%)</td></tr></table> <p>マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社報酬から支払われます。</p>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.1025% (1.05%)	0.5250% (0.50%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)
合計	委託会社	販売会社	受託会社							
1.1025% (1.05%)	0.5250% (0.50%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)							
信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息										
売買委託手数料等 <sup>(3)</sup>	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額									
その他諸費用 <sup>(4)</sup>	監査費用、受益権の管理事務費用、法定書類関係費用(作成、印刷、交付等)および当該費用に係る消費税等相当額									

( 3 ) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。

( 4 ) 信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込)を上限とする額をかかる諸費用の合計額とみなして、間接的にご負担いただく場合があります。

(注)受益者が直接および間接的に負担する および の費用の合計額は、信託財産の規模、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

## 目 次

### <冒頭>ファンドの概要

第一部 証券情報	1
第二部 ファンド情報	4
第1 ファンドの状況	4
1 ファンドの性格	4
2 投資方針	9
3 投資リスク	16
4 手数料等及び税金	18
5 運用状況	22
6 手続等の概要	23
7 管理及び運営の概要	24
第2 財務ハイライト情報	27
第3 内国投資信託受益証券事務の概要	28
第4 ファンドの詳細情報の項目	29
(別紙)用語の解説	30

### <添付>信託約款

## 第一部 証券情報

### (1) ファンドの名称

UBS 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）

愛称として「わかば」という名称を用いることがあります。

（以下、「ファンド」または「当ファンド」といいます。）

### (2) 内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託受益権です。

格付けは取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社（以下「委託者」または「委託会社」という場合があります。）は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

### (3) 発行（売出）価額の総額

当初申込期間：上限500億円

継続申込期間：上限7,000億円

なお、上記金額には申込手数料（当該手数料に係る消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する額を含みます。以下同じ。）は含まれません。

### (4) 発行（売出）価格

当初申込期間：1口当たり1円

継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額

基準価額については、後記「(8) 申込取扱場所」に記載する委託会社の指定する販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「基準価額」とは、純資産総額（信託財産の資産総額から負債総額を控除した額）を計算日における受益権総口数で除して得た額で、ファンドにおいては1万口当たりの価額で表示されます。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

### (5) 申込手数料

当初申込については1口当たり1円に、継続申込については買付申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。

詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

### (6) 申込単位

1円または1口単位（当初1口=1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、1口単位とします。  
詳しくは、販売会社もしくは後記照会先までお問い合わせください。

#### (7) 申込期間

当初申込期間：平成22年7月8日から平成22年7月22日まで

継続申込期間：平成22年7月23日から平成23年10月7日まで

ただし、継続申込期間中は、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には買付申込の受け付けは行いません。

なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (8) 申込取扱場所

申込取扱場所の詳細は、後記照会先にお問い合わせください。

また、取扱店につきましては、販売会社にお問い合わせください。

#### (9) 払込期日

##### 当初申込期間

買付申込者は、当初申込期間中（平成22年7月22日まで）に申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。当初申込に係る発行価額の総額は、販売会社によって、設定日（平成22年7月23日）に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

##### 継続申込期間

買付申込者は、販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払いください。各買付申込受付日の発行価額の総額は、各追加信託を行う日に、販売会社より、委託会社の指定する口座を経由して受託会社（受託会社が再信託をしている場合は再信託受託会社）の指定するファンド口座に振り込まれます。

#### (10) 払込取扱場所

申込金額は、前記「(8) 申込取扱場所」に記載する販売会社へお支払いください。

#### (11) 振替機関に関する事項

ファンドの受益権に係る振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

#### (12) その他

買付申込に際しては、販売会社所定の方法でお申込ください。

当ファンドには、原則として収益分配金から税金を差引いた後、無手数料で自動的に再投資する「自動けいぞく投資コース」と、収益の分配が行われるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。取扱いコースにつきましては、販売会社にお問い合わせください。

「自動けいぞく投資コース」を利用する場合、買付申込者は、販売会社と別に定める自動けいぞく投資約款にしたがい契約を締結します。なお、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約が用いられることがあります。この場合上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。（以下同じ。）

お申込は、原則として販売会社の営業日の午後3時までに受けたお申込を当日の受付分とし

ます。ただし、ロンドン証券取引所、ニューヨーク証券取引所、ロンドンの銀行、ニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、お申込の受付を行いません。受付時間を過ぎてからのお申込は翌営業日（上記のお申込の受付けを行わない日を除きます。）扱いとなります。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、買付申込の受付けを中止することおよびすでに受付けた買付申込の受付けを取り消すことができます。

#### 振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

#### [照会先]

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## 第二部 ファンド情報

### 第1 ファンドの状況

#### 1 ファンドの性格

##### (1) ファンドの目的及び基本的性格

###### ファンドの目的

UBS 公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）への投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行い、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

###### 信託金限度額

1兆円を上限とします。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

###### ファンドの基本的性格

ファンドは、社団法人 投資信託協会の定める商品分類のうち追加型／内外／債券に属します。

以下、同協会の定める商品分類・属性区分においてファンドが該当する部分を網掛け表示しています。

##### <商品分類表>

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 資産複合

##### 商品分類表における用語の定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の信託財産とともに運用されるファンド
	目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの
内外	組入資産による主たる投資収益が実質的に国内および海外の資産を源泉とする
債券	組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする

<属性区分表>

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル(含む日本)	ファミリー・ファンズ	あり
債券	年2回	日本	ファンド・オブ・ファンズ	(フルヘッジ)
	年4回	北米		なし
	年6回 (隔月)	欧州		
不動産投信	年12回	アジア		
その他資産 (投資信託証券(債券 社債))	(毎月)	オセアニア		
資産複合	日々	中南米		
	その他	アフリカ		
		中近東		
		(中東)		
		エマージング		
資産配分固定型				
資産配分変更型				

属性区分表における用語の定義

目論見書または約款において以下の主旨の記載があるもの	
その他資産(投資信託証券(債券 社債)) <sup>(注)</sup>	投資信託証券に主として投資するもののうち、当該投資信託証券への投資を通じて、企業等が発行する社債に主として投資するもの
年12回(毎月)	年12回(毎月)決算する
グローバル(含む日本)	組入資産による投資収益が世界(含む日本)の資産を源泉とする
ファミリー・ファンド	親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資する
あり(為替ヘッジ)	為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるもの

(注)前記商品分類表においては投資対象資産を「債券」としておりますが、当ファンドは

「アミリー・ファンド方式による投資を行いますので、属性区分表における投資対象資産は  
「その他資産(投資信託証券)」としております。

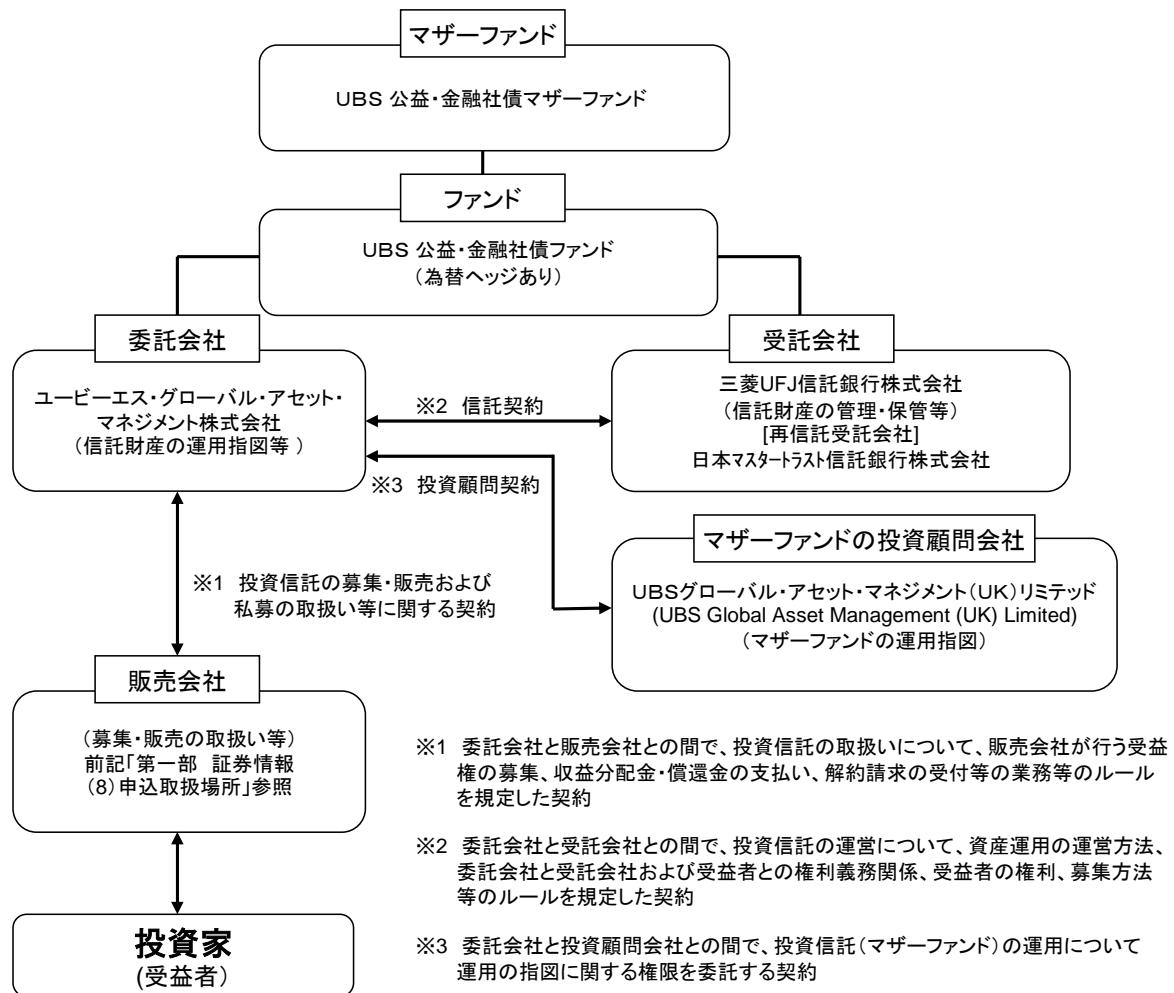
上記において使用しない商品分類および属性区分の定義については社団法人 投資信託  
協会のホームページ(<http://www.toushin.or.jp>)をご覧ください。

## ファンドの特色

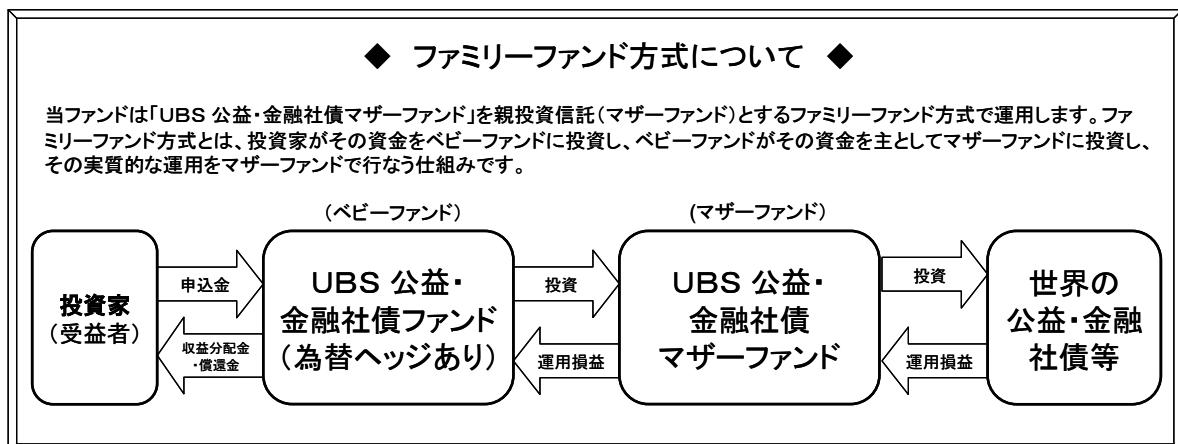
1. 日本を含む世界の投資適格<sup>1</sup>の「公益・金融」企業<sup>2</sup>の発行する社債を、実質的な投資対象とします。
  - ・ 当ファンドが投資対象とするマザーファンドの運用は、UBSグローバル・アセット・マネジメント（U.K.）リミテッドが行います。
    - 1 当ファンドが投資対象とするマザーファンドは、BB格相当以下の銘柄の購入は行いませんが、購入後の格下げ等を理由に一部、BB格相当以下の銘柄を保有する場合があります。なお、一部格付をもたない銘柄についても、運用者がBBB格相当以上と判断した銘柄について投資する場合もあります。
    - 2 当ファンドにおいて「公益・金融」企業とは、電気・水道、通信、エネルギー、運輸等、生活に不可欠な公共サービスを提供する「公益関連企業」および銀行・保険等の「金融機関」を指します。
2. 原則として為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を図ります。
  - ・ 当ファンドがマザーファンドを通じてまたは直接、投資する実質外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行うことにより、為替変動リスクの低減を図ります。
3. 毎月の安定分配を目指します。
  - ・ 每月10日（休業日の場合は翌営業日）の決算時に収益分配を行います。（ただし、委託会社の判断により分配を行わない場合があります。）

## (2) ファンドの仕組み

### ファンド運営の仕組み



当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。



委託会社の概況（平成22年6月22日現在）

1) 資本金

22億円

2) 沿革

- 平成 8年4月 1日 ユー・ビー・エス投資顧問株式会社設立  
平成10年4月28日 ユー・ビー・エス投信投資顧問株式会社に商号変更  
平成12年7月 1日 ユービーエス・プリンソン投資顧問株式会社と合併し、  
ユービーエス・アセット・マネジメント株式会社に商号変更  
平成14年4月 8日 ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社に  
商号変更

3) 大株主の状況

株 主 名	住 所	持株数	持株比率
ユービーエス・ エイ・ジー	スイス共和国 バーゼルCH-4051 エーシェンフォルシュタッド 1 スイス共和国 チューリッヒ CH-8098 バーンホッフシュトラッセ 45	21,600株	100.00%

## 2 投資方針

### (1)投資方針

U B S 公益・金融社債マザーファンド受益証券を主要投資対象とし、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各國国債や非投資適格債券を保有する場合があります。

マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。

実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

### (2)投資対象

#### [投資対象とする資産の種類]

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

##### （1）特定資産

イ．有価証券

ロ．デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、後記「（5）投資制限」に掲げるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

ハ．約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

二．金銭債権

##### （2）特定資産以外の資産

イ．為替手形

#### [有価証券]

委託会社は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるUBS 公益・金融社債マザーファンド受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予

約権付社債」といいます。)

6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー
9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの  
なお、1の証券および9の証券または証書のうち1の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、2から7までの証券および9の証券または証書のうち2から7までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、10および11の証券を以下「投資信託証券」といいます。

#### [金融商品]

委託会社は、信託金を、前記の有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5の権利の性質を有するもの

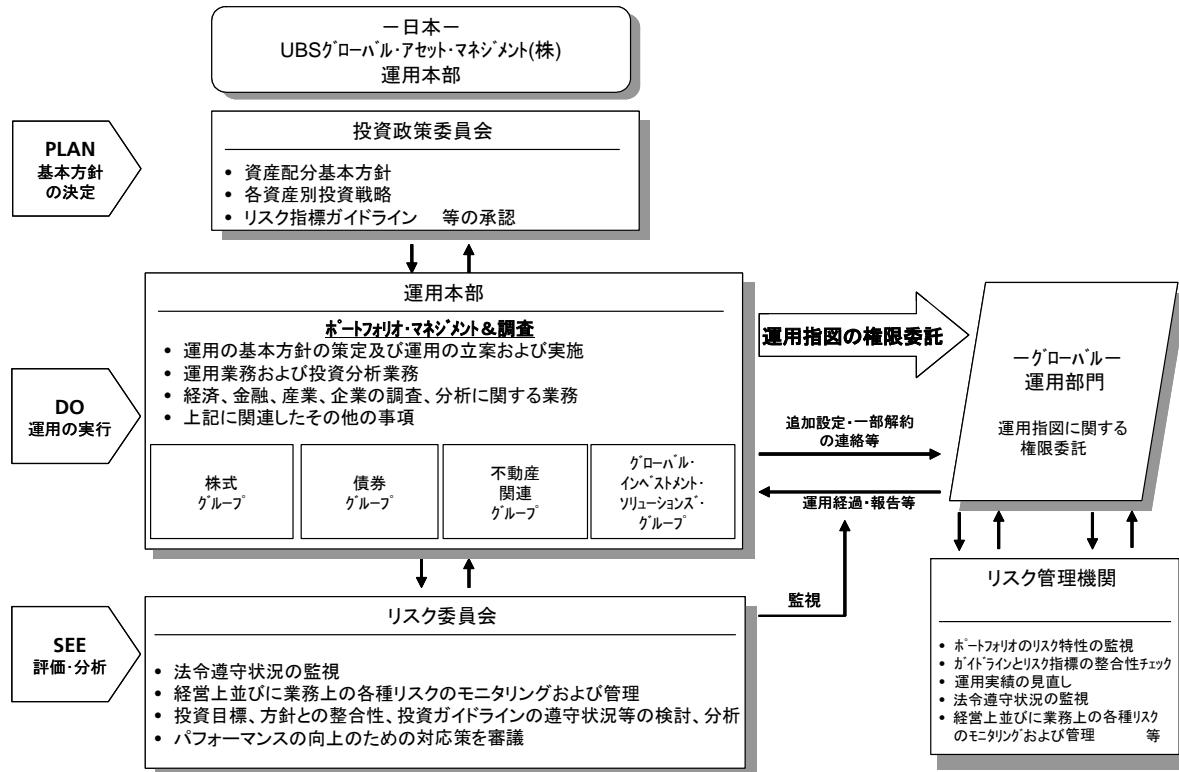
#### [金融商品による運用の特例]

前記にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

#### [その他の投資対象]

先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引・為替先渡取引・直物為替先渡取引、有価証券の貸付、  
外国為替予約取引、資金の借入れ等の指図を行うことができます。  
詳しくは、後記「(5) 投資制限」をご覧ください。

### (3) 運用体制



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成22年5月末現在)

#### <運用体制に関する社内規則等およびファンドに関係する法人等の管理>

ファンドの運用に関しましては、当社の運用本部（15～20名程度）は、運用に関する社内規則を遵守することが求められております。当該社内規則におきましては、運用者の適正な行動基準および禁止行為が規定されており、法令遵守、顧客の保護、最良執行・公平性の確保等が規定されています。実際の取引においては、取引を行う第一種金融商品取引業者の承認基準、利害関係人との取引・ファンド間売買等の種々の社内規程を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等の防止措置を講じております。

当社では、受託会社または受託会社の再信託先に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っています。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を受託会社より受取っております。

#### <内部管理およびファンドに係る意思決定を監督する組織>

##### 投資政策委員会：

投資政策および運用の基本方針の全社的審議ないし決定機関として投資政策委員会を取締役会直属の機関として設置しております。投資政策委員会は運用本部長が毎月招集し、その議事運営には、運用本部長の他、運用本部を構成する各グループのヘッド、各資産クラス等（例：国内債券、国内株式、グローバル債券、グローバル株式等）の運用を担当するシニア・ポートフォリオ・マネジャー5～10名程度がメンバーとして参加しております。また、これらメンバーとは別に、投資政策委員会が適切とみなす他の役職員にオブザーバーとして出席を求めることができます。

## **リスク委員会：**

業務の執行にあたって、経営上ならびに業務上のリスクのモニタリングおよび管理の総合的な検討を行う機関、運用状況の報告を受けて、投資目標、方針との整合性、投資ガイドラインの遵守状況等を検討、分析するとともに、パフォーマンスの向上のための対応策を審議する機関およびGIPS（グローバル投資パフォーマンス基準）に準拠した会社の方針・手続を承認し、提示用パフォーマンスを承認する機関としてリスク委員会を取締役会直属の機関として設置しております。リスク委員会は、社長が毎月および必要に応じて招集し、その議事運営にあたり、社長の他、リガル＆コンプライアンス部、運用本部、年金営業部／コンサルタント・マネジメント部、投信営業本部、法人営業部、運用商品開発部、クライアント・マネジメント部、管理本部、経理部、インフォメーション・テクノロジー部のそれぞれのヘッドの10名程度により構成されております。また、リスク委員会が適切とみなす他の職員に出席を求めることができ、常勤監査役も、委員会に出席することができます。

## **(4)分配方針**

毎決算時（毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期決算日においては分配を行わない方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、市況動向等を勘案して委託会社が決定します。ただし、委託会社の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて、元本部分と同一の運用を行います。

（注）分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

## **(5)投資制限**

### **[信託約款による投資制限]**

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

### **（先物取引等の指図）**

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における

有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。

- ・委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- ・委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### (スワップ取引の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等を行うことの指図をすることができます。

#### (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図)

- ・委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- ・前記「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ・前記「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下同じ。）を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。
- ・前記の「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

その他の投資制限

#### (有価証券の貸付の指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債の貸付の指図をすることができます。

#### (為替予約取引の指図)

委託会社は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他資産をいいます。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託

財産に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(資金の借入れの指図)

委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て(一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

(信用取引の指図)

信用取引は行いません。

[法令による投資制限]

同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、委託会社が運用の指図を行う全ての委託者指図型投資信託につき、信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合において、当該株式を信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

デリバティブ取引の投資制限

委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを内容とした運用を行うことをしないものとします。

## U B S 公益・金融社債マザーファンドの概要

投 資 方 針	<p>主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。</p> <p>公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。</p> <p>外貨建資産については、原則として円に対する為替ヘッジを行いません。</p> <p>信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。</p> <p>U B S グローバル・アセット・マネジメント（ U K ）リミテッドに運用の指図に関する権限を委託します。</p> <p>資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。</p>
主 な 投 資 対 象	主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。
主 な 投 資 制 限	<p>株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の 10% 以内とし、転換社債の転換請求ならびに転換社債型新株予約権付社債の行使により取得した株券等に限るものとします。</p> <p>投資信託証券（上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。</p> <p>同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。</p> <p>同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。</p> <p>デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。</p> <p>外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p>

### 3 投資リスク

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行いますので、実質組入債券の価格の下落や当該債券の発行体の財務状況の悪化等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、当ファンドは、実質的に外貨建資産に投資しますので、為替の変動により損失を被ることがあります。

したがって、投資家の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

当ファンドにかかる主なリスクは次の通りです。

ただし、すべてのリスクについて記載されているわけではありません。

#### 公社債に関する価格変動リスク

当ファンドは公社債へ投資を行います。公社債の価格は、主に金利の変動および発行体の信用力の変化の影響を受けて変動します。公社債の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。公社債の価格の変動幅は、公社債の償還までの残存期間、発行体の信用状況などに左右されます。

##### ・金利変動リスク

公社債の価格は金利変動によって変動します。一般的に公社債の市場価格は、金利が低下した場合には上昇する傾向となり、逆に金利が上昇した場合には下落する傾向があります。

##### ・信用リスク

公社債の価格は発行体の信用力の変化によっても変動します。公社債の発行体の業績悪化、財務内容の変化、経営不振等により、債務不履行（デフォルト、元利金の支払いが期日までに行われないこと）が生じた場合、あるいはそのような状況が予想される局面となった場合には、公社債の価格は大きく下落することがあります。このような場合には、当ファンドの基準価額が影響を受け、大きく下落することがあります。

#### カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、運用方針に沿った運用が困難となる場合があります。

#### 為替変動リスク

組入資産について、原則として対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図ります。ただし、完全に為替変動リスクを回避することはできませんので、基準価額は円と当該組入資産に係る通貨との為替変動の影響を受ける場合があります。また、円金利が当該組入資産に係る通貨の金利より低い場合、その金利差相当分のコストがかかり、基準価額の変動要因となることがあります。

なお、一部の通貨に対しては先進主要国通貨等の他通貨を用いた代替ヘッジを行なうことがあります。その場合、為替ヘッジ効果が得られない可能性や、円と当該他通貨との為替変動の影響を受ける可能性があります。

#### その他の留意点

##### 買付および換金申込に係る制限

- ・ 買付または換金の申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、当該買付または換金のお申込は受けません。
- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大

な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、買付および換金のお申込の受付けを中止することおよび既に受けた当該各お申込を取り消すことがあります。

- ・信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口換金には制限を設ける場合があります。

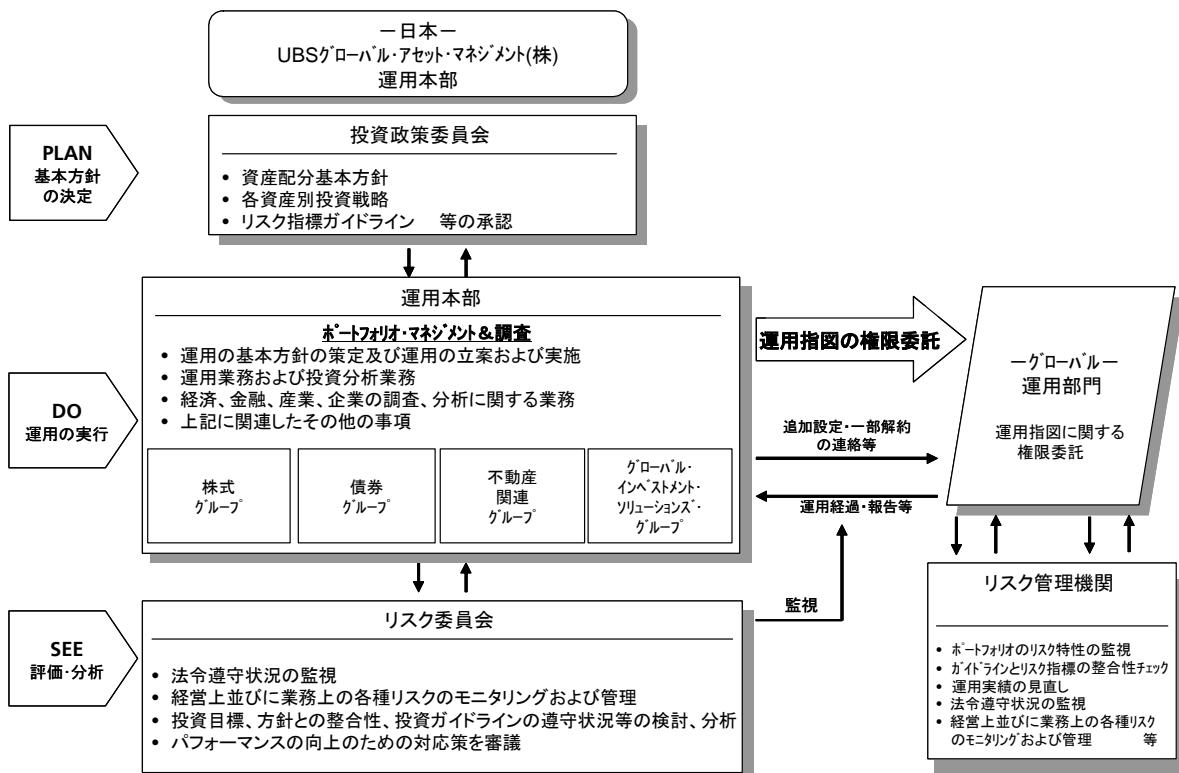
### 投資信託に関する一般的なリスク

- ・法令や税制が変更される場合に、投資信託を保有する受益者が不利益を被る可能性があります。
- ・信託財産の状況によっては、目指す運用が行われないことがあります。また、信託財産の減少の状況によっては、委託会社が目的とする運用が困難と判断した場合、安定運用に切り替えることがあります。
- ・証券市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあります。これによりファンドの運用が影響を被って基準価額の下落につながり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。

### 投資信託に関する一般的な留意事項

- ・投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・投資信託は金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

### リスク管理体制



上記の体制は今後変更される場合があります。

(平成22年5月末現在)

#### 4 手数料等及び税金

受益者が、買付から換金・償還までに直接的または間接的にご負担していただく主な費用・税金の概要は以下のとおりです。なお、税法が改正された場合には、税率等の課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳細は、以下「(1) 申込手数料」から「(5) 課税上の取扱い」の各項目をご参照ください。

#### 買付時、収益分配時、換金時および償還時にご負担いただく費用・税金

時 期	項 目	費用・税金
買付時	申込手数料 ( 1 )	買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間は1口当たり1円）に、2.1%（税抜2.0%）の率を上限として、販売会社が定める率を乗じて得た額とします。
収益分配時	所得税・地方税( 2 )	普通分配金に対し10%（所得税7%、地方税3%）
換金時	信託財産留保額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し、0.15%を乗じた額。
	所得税・地方税( 2 )	換金時の譲渡益に対し10%（所得税7%、地方税3%）
償還時	所得税・地方税( 2 )	償還時の譲渡益に対し10%（所得税7%、地方税3%）

- ( 1 ) 「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合は、無手数料とします。
- ( 2 ) 原則として個人の受益者については、上記税率は平成24年1月1日以降20%（所得税15%、地方税5%）となります。なお、法人の受益者については、平成23年12月31日までは、7%（所得税7%）、平成24年1月1日以降は15%（所得税15%）となります。詳しくは、後記「(5) 課税上の取扱い」の各項目をご覧ください。

#### 信託財産で間接的にご負担いただく（信託財産が支払う）費用

時 期	項 目	費 用						
保有時	信託報酬	信託財産の純資産総額に対して年率1.1025%（税抜年率 1.05%） (年率表示、カッコ内は税抜表示)						
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>合計</th> <th>委託会社</th> <th>販売会社</th> <th>受託会社</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.1025% (1.05%)</td> <td>0.5250% (0.50%)</td> <td>0.5250% (0.50%)</td> <td>0.0525% (0.05%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社報酬から支払われます。</p>	合計	委託会社	販売会社	受託会社	1.1025% (1.05%)	0.5250% (0.50%)
合計	委託会社	販売会社	受託会社					
1.1025% (1.05%)	0.5250% (0.50%)	0.5250% (0.50%)	0.0525% (0.05%)					
信託事務の諸費用 ( 3 )	信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息							
売買委託手数料等 ( 3 )	組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額							
	その他諸費用 ( 4 )	監査費用、受益権の管理事務費用、法定書類関係費用（作成、印刷、交付等）および当該費用に係る消費税等相当額						

- ( 3 ) 信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。
  - ( 4 ) 信託財産の純資産総額に対して年率0.10%（税込）を上限とする額をかかる諸費用の合計額とみなして、間接的にご負担いただく場合があります。
- (注) 受益者が直接または間接的に負担する および の費用の合計額は、保有期間等により異なりますので、事前に表示することができません。

## (1)申込手数料

買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初申込期間においては1口当たり1円）に、2.1%（税抜2.0%）以内で販売会社が定める率を乗じて得た額とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9：00～17：00）

## (2)換金（解約）手数料

・換金手数料： ありません。

・信託財産留保額： 換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し、0.15%を乗じた額。

## (3)信託報酬等

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に下記の料率を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。また信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のとき、信託財産中から支弁します。

（年率表示、カッコ内は税抜表示）

合計	委託会社	販売会社	受託会社
1.1025% ( 1.05% )	0.5250% ( 0.50% )	0.5250% ( 0.50% )	0.0525% ( 0.05% )

マザーファンドの外部委託先の報酬は、委託会社報酬から支払われます。

## (4)その他の手数料等

### 信託事務の諸費用

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

### 売買委託手数料等

組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等および先物取引・オプション取引等に要する費用等のファンドを運用するための費用等ならびに当該売買委託手数料等に係る消費税等相当額は、受益者の負担として信託財産から支弁します。

### 監査費用

信託財産に関する監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

### その他の諸費用

以下の諸費用および当該費用に係る消費税等相当額は受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用
2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用
3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用
6. ファンドの受益者に対して行う公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託会社は、前記 および の1から6の費用等の支払いをファンドのために行い、その金額を合理的に見積った結果、信託財産の純資産総額に対して年率0.10%を上限とする額を、かかる費用等の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時および期中に、隨時係る費用等の年率を見直し、これを変更することができます。

前記 および の1から6の費用等は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる費用等は、毎計算期末または信託終了時に、信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

(注) 前記 および の費用は、マーケット状況、信託財産の規模、取引量等により変動しますので、事前に金額および計算方法を表示することができません。  
なお、受益者が直接および間接的に負担する費用の合計額は、保有期間等に応じて異なりますので、事前に表示することができません。

#### (5)課税上の取扱い

##### 個人の受益者に対する課税

###### [収益分配時]

収益分配時の普通分配金については、配当所得として課税が行われ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率により源泉徴収が行われ、確定申告は不要となります。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

###### [一部解約時および償還時]

解約価額および償還価額から取得費（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益は、譲渡所得とみなして課税が行われ、平成23年12月31日までは原則として10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用となります。なお、特定口座（源泉徴収選択口座）をご利用の場合は確定申告は不要です。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

###### <損益通算>

一部解約時および償還時の損益については、確定申告により上場株式等との譲渡損益および申告分離課税を選択した場合の上場株式等の配当所得との損益通算が可能となります。

##### 法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。

平成24年1月1日以降は、上記の税率は原則として15%（所得税15%）となる予定です。

##### 個別元本について

追加型株式投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回買付した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で買付する場合については各販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを買付する場合には当該支店毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

##### 分配金の課税

追加型株式投資信託の分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

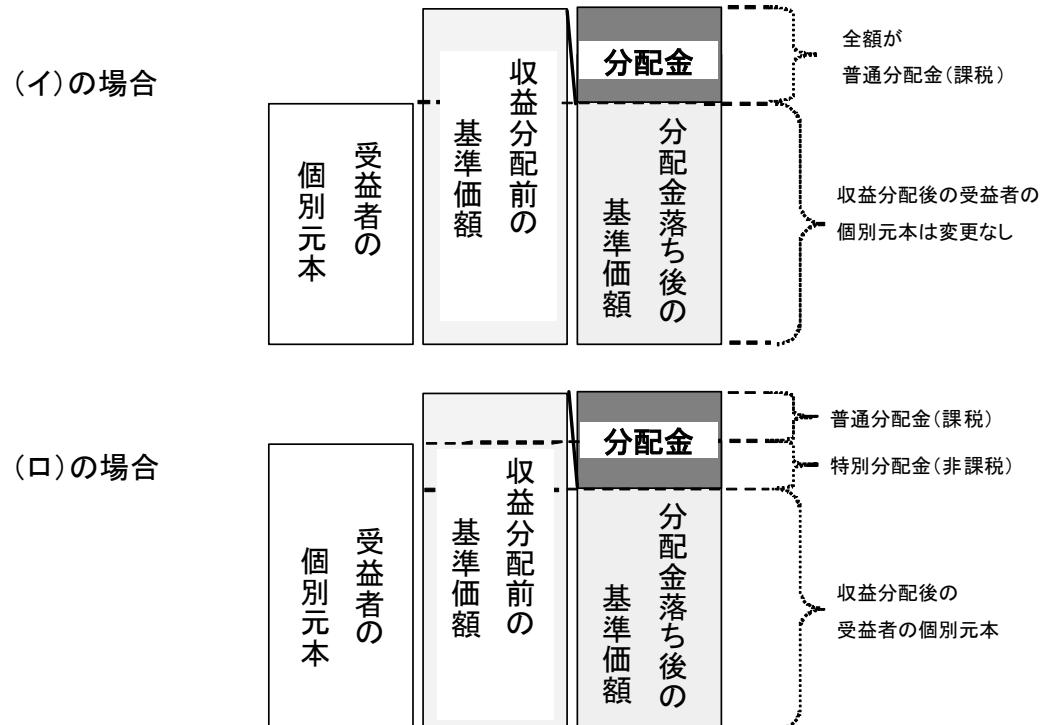
受益者が分配金を受け取る際、

(イ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該分配金の全額が普通分配金となり、

(ロ)当該分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ>



課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家に確認されることをお勧めいたします。  
なお、税法等が改正された場合には、前記の内容は変更となる場合があります。

## 5 運用状況

ファンドは平成22年7月23日から運用を開始する予定のため、平成22年6月22日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

### (1) 投資状況

該当事項はありません。

### (2) 投資資産

投資有価証券の主要銘柄

該当事項はありません。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

### (3) 運用実績

純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

収益率の推移

該当事項はありません。

## 6 手続等の概要

### (1) 申込(販売)手続等

#### (申込期間)

- ・ 当初申込期間：平成22年7月8日から平成22年7月22日まで
- ・ 継続申込期間：平成22年7月23日から平成23年10月7日まで  
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### (買付申込みの受け付け)

- ・ 販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### (買付単位)

- ・ 1円または1口単位（当初1口=1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700（営業日の9:00～17:00）

#### (買付価額)

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円とします。
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### (買付代金の支払い)

- ・ 当初申込期間：当初申込期間内にお申込の販売会社にお支払ください。
- ・ 継続申込期間：販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払ください。

#### (買付申込受けの中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受け付けを中止すること、および既に受け付けた買付申込を取消すことがあります。

#### (買付申込不可日)

- ・ 買付申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込は受け付けません。

## (2) 換金(解約)手続等

### (換金の受付け)

- 販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。

(注) 換金(解約)の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

### (換金単位)

- 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

### (換金価額)

- 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。

換金時の費用や税金についての詳細は前記「4 手数料等及び税金」をご覧ください。

### (換金代金の支払い)

- 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

### (換金申込受付けの中止等)

- 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは換金申込の受付けを中止すること、および既に受付けた換金申込を取消すことがあります。
- 前記の換金申込の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行つた当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受付けたものとして計算された価額とします。

### (換金申込不可日)

- 換金申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込は受付けません。

## 7 管理及び運営の概要

### (1) 資産管理等の概要

#### 資産の評価

##### (基準価額の算定)

- 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産(外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

(基準価額の算出頻度と公表)

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

保管

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

信託期間

無期限とします。

ただし、後記「その他[信託の終了]」に該当する場合は、この限りではありません。

計算期間

原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1期決算日は、平成22年9月10日とします。

その他

[信託の終了]

(信託契約の解約)

- 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 前記b.の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 前記a.の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるとき

- は、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年1月および7月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記a.の変更事項（前記a.の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記b.からe.までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記a.からf.にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「証券投資信託の募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3カ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. 投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### 償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### 一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において原則として、解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

#### 帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

信託約款の解約または重要な約款変更に異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

## 第2 財務ハイライト情報

ファンドは平成22年7月23日から運用を開始する予定のため、平成22年6月22日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

なお、ファンドの財務諸表監査は、新日本有限責任監査法人が行う予定です。

### 1 貸借対照表

該当事項はありません。

### 2 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

### 第3 内国投資信託受益証券事務の概要

#### (1)名義書換の手続等

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

#### (2)受益者名簿

作成しません。

#### (3)受益者等に対する特典

該当ありません。

#### (4)受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5)受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

#### (6)受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

#### (7)償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。

#### (8)質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受け付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

#### 第4 ファンドの詳細情報の項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」（投資信託説明書（請求目論見書））の記載項目は以下のとおりです。

##### 第1 ファンドの沿革

##### 第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

##### 第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
  - (1) 資産の評価
  - (2) 保管
  - (3) 信託期間
  - (4) 計算期間
  - (5) その他
- 2 受益者の権利等

##### 第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
  - (1) 貸借対照表
  - (2) 損益及び剰余金計算書
  - (3) 注記表
  - (4) 附属明細表
- 2 ファンドの現況
  - 純資産額計算書

##### 第5 設定及び解約の実績

上記の情報については、E D I N E T（エディネット）でもご覧頂くことができます。

## (別紙)用語の解説

用語	内容
目論見書	法令に基づき、委託会社が、投資信託の運用の基本方針・リスク等の商品内容、取扱い、課税関係等について記載した「目論見書」を作成します。目論見書には、ファンドの申込者に必ず交付しなければならない「交付目論見書」と、ファンドの申込者から請求があった場合に交付する「請求目論見書」があります。買付申込みに当たっては、販売会社にて目論見書をお受取りのうえ、目論見書にて商品性格等をご確認ください。なお、目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。
信託約款	法令の規定に基づいて作成され、委託会社によってあらかじめ監督官庁に届出されます。「信託約款」にはファンドの運用の基本方針や投資制限等が記載されています。また委託会社は、受託会社と合意のうえ所定の手続により、その内容を変更することが出来ます。
運用報告書	法令等の規定に基づき、委託会社が、ファンドの決算または特定期間毎およびファンドの信託期間終了後に、運用経過、ファンドが保有する資産の内容およびファンドでの売買状況などを記載した「運用報告書」を作成いたします。運用報告書は販売会社を通じて受益者に対して交付します。
信託財産	投資家から集めた資金 = ファンドにおいて運用される資金のことをいい、受託会社により保管・管理されてあります。
純資産総額	信託財産に属する資産を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。
基準価額	ファンドの1口当たりの評価額をいい、ファンドの純資産総額を受益権口数で割った金額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりで表示されることがあります。基準価額は、組入有価証券などの値動きにより変動します。
収益分配金	ファンドの計算期間終了後に投資家に分配するファンドの収益で株式の配当金に相当するものです。収益分配金の額は委託会社が決定します。毎期収益分配が行われるとは限りません。
償還金	信託期間に定めのある投資信託は、満期になった時点で信託財産を保有口数に応じて配分します。これを償還金といいます。
EDINET	Electronic Disclosure for Investors' NETwork の略で、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム」のことです。投資家は、EDINETを利用することにより、ファンドの有価証券報告書等をインターネット上で閲覧することができます。

追加型証券投資信託  
U B S 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）

信託約款

ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

追加型証券投資信託  
U B S 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）

運用の基本方針

信託約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

**1. 基本方針**

この投資信託は、中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

**2. 運用方法**

**(1) 投資対象**

U B S 公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券を主要投資対象とします。なお、コマーシャル・ペーパー、コール等の短期有価証券ならびに短期金融商品等に直接投資する場合があります。

**(2) 投資態度**

マザーファンドへの投資を通じて、主として世界の公益関連企業および金融機関が発行する債券に投資を行います。ただし、マザーファンドは、各国国債や非投資適格債券を保有する場合があります。

マザーファンドを通じた公社債への投資については、原則として、購入時において主要格付け機関より BBB-/Baa3 以上の長期格付けが付与された銘柄に投資を行います。

実質外貨建資産については、原則として対円でヘッジすることにより為替変動リスクの低減を図ります。

信託財産のリスク軽減、流動性確保のため、先物取引、オプション、スワップ等のデリバティブ取引を行うことがあります。

マザーファンドの組入れについては、高位を維持することを基本とします。

資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

**(3) 投資制限**

株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とし、転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等に限るものとします。

投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券）を除きます。）への実質投資割合は信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

デリバティブ取引の利用はヘッジ目的に限定しません。

外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

**3. 収益分配方針**

毎決算時（毎月10日。ただし、休業日の場合は翌営業日とします。）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。なお、第1期決算日においては分配を行わない方針です。

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益（マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）と売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。）等の全額とします。

収益分配金額は、上記 の範囲内で、市況動向等を勘案して委託者が決定します。ただし、委託者の判断で、分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいて、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託  
U B S 公益・金融社債ファンド（為替ヘッジあり）

約款

**（信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託）**

第1条 この信託は、証券投資信託であり、ユーピース・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者とします。

この信託は、信託法（平成18年法律第108号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けています。

受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条および第26条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

**（信託の目的および金額）**

第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

**（信託金の限度額）**

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。  
委託者は受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

**（信託期間）**

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第46条第1項、第47条第1項、第48条第1項および第50条第2項の規定による信託終了の日または信託契約解約の日までとします。

**（受益権の取得申込の勧誘の種類）**

第5条 この信託に係る受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

**（当時の受益者）**

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条第1項の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属するものとします。

**（受益権の分割および再分割）**

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

**（追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法）**

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

**（信託日時の異なる受益権の内容）**

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより、差異を生ずることはありません。

**（受益権の帰属と受益証券の不発行）**

第10条 この信託のすべての受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以

下「振替機関」といいます。) および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。

委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

#### (受益権の設定に係る受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

#### (受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者の指定する販売会社(委託者の指定する金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および委託者の指定する金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。)は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1円単位または1口単位を最低単位とし、委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款にしたがって契約(以下「別に定める契約」といいます。)を結んだ取得申込者に対しては、1口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。なお、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する契約または規定で名称が異なる場合は、当該別の名称に読み替えるものとします。

前項の取得申込者は委託者の指定する販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。

第1項の受益権の価額は、取得申込日の翌営業日の基準価額に、手数料および当該手数料に係る消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込に係る受益権の価額は、1口につき1円に、手数料および当該手数料に係る消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

前項の手数料の額(その減免も含みます。)は、委託者の指定する販売会社が独自に定めるものとします。

第3項の規定にかかわらず、受益者が別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

第1項の規定にかかわらず、取得申込日がロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日(以下「海外市場の休業日」といいます。)と同日の場合には、受益権の取得申込の受け付けは行いません。

前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取得申込の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込の受け付けを取り消すことができます。

### (受益権の譲渡に係る記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

### (受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

### (投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）および特定資産以外の資産とします。

#### 1. 特定資産

##### イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引（金融商品取引法第2条第20項に掲げるものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものをいいます。以下同じ。）に係る権利

ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項15号に掲げるものを除きます。）

##### 二. 金銭債権

#### 2. 次に掲げる特定資産以外の資産

##### イ. 為替手形

### (運用の指図範囲)

第16条 委託者は、信託金を、主としてユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社を委託者とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託であるUBS公益・金融社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 転換社債の転換請求ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の行使により取得した株券等
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。なお、社債券のうちで、新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの、ならびに会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を総称して以下「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）
6. 特定目的会社に係る特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 投資法人債券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
8. コマーシャル・ペーパー

9. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
10. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
11. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
12. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
13. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
14. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
15. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
16. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
17. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの

18. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券および第9号の証券または証書のうち第1号の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第7号までの証券および第9号の証券または証書のうち第2号から第7号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第10号および第11号の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用指図することができます。

1.預金

2.指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）

3.コール・ローン

4.手形割引市場において売買される手形

5.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの

6.外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの

第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項各号に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託者は、信託財産に属する株式の時価総額とマザーファンドに属する当該株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

委託者は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンド受益証券および上場投資信託証券（金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券。以下同じ。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

委託者は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託者の関係会社が発行する有価証券により運用指図することができます。また、委託者は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託者の関係会社から行うことを指図することができます。

#### （利害関係人等との取引等）

第17条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、受託者（第三者との間において信託財産のためにする取引その他の行為であって、受託者が当該第三者の代理人となって行うものを含みます。）および受託者の利害関係人、第26条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との

間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことができます。

受託者は、受託者がこの信託の受託者としての権限に基づいて信託事務の処理として行うことができる取引その他の行為について、受託者または受託者の利害関係人の計算で行うことができるものとします。なお、受託者の利害関係人が当該利害関係人の計算で行う場合も同様とします。

委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行う他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第21条から第23条、第25条、第28条、第32条から第34条に掲げる取引その他これらに類する行為を行うことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行うことができます。前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行いません。

#### （運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

#### （投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。

前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

#### （同一銘柄の株式への投資制限）

第20条 委託者は、取得時において信託財産に属する同一銘柄の株式の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の株式の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資を指図しません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### （先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。

委託者は、わが国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### （スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なる受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ニおよび第28条第8項第4号ホに掲げるものをいいます。）等（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものにつ

いてはこの限りではありません。

スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

#### (金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図)

第23条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。

委託者は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。本条において「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条において「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

本条において「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行った先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### (同一銘柄の転換社債等への投資制限)

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額とマザーファンドに属する当該同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

#### (有価証券の貸付の指図および範囲)

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。
2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。

前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### (信託業務の委託等)

第26条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
  2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
  3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
  4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適當と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
  2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
  3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
  4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

#### (特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第27条 外貨建有価証券（外国通貨表示の有価証券をいいます。以下同じ。）への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### (外国為替予約の指図)

第28条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産（外貨建有価証券、外国通貨表示の預金その他の資産をいいます。以下同じ。）とマザーファンドに属する外貨建資産の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額（信託財産に属するマザーファンドの時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。）との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

#### (外貨建資産の円換算および予約為替の評価)

第29条 信託財産に属する外貨建資産の円換算は、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

前条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者等（外国の法令に準拠して設立された法人で第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。）に類する者を含みます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者等の名義で混蔵寄託できるものとします。

#### (信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することができます。

前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属

する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することができます。

#### （一部解約の請求および有価証券売却等の指図）

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

#### （再投資の指図）

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

#### （資金の借入れ）

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払い資金の手当て（一部解約に伴う支払い資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払い資金の手当てを目的として、資金の借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

一部解約に伴う支払い資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%の範囲内とします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

借入金の利息は信託財産中より支弁します。

#### （損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、全て受益者に帰属します。

#### （受託者による資金の立替え）

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申し出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

信託財産に属する有価証券に係る償還金等、株式の清算分配金、有価証券等に係る利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積もりうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。

前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

#### （信託の計算期間）

第37条 この信託の計算期間は、原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、第1期の計算期間は信託契約締結日から平成22年9月10日までとします。

前項にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

#### （信託財産に関する報告等）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

受託者は、前2項の報告を行うことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行わないこととします。

受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠く

ことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

#### (信託事務の諸費用および監査報酬等)

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

信託財産に係る監査報酬および当該監査報酬に係る消費税等（以下「監査報酬等」といいます。）に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

第1項の諸経費および前項の監査報酬等に加え、以下の諸費用等（消費税等に相当する金額を含みます。以下同じ。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁することができます。

1. 受益権の管理事務に関連する費用

2. 有価証券届出書、有価証券報告書等の作成、印刷および提出に係る費用

3. 目論見書の作成、印刷および交付に係る費用

4. 信託約款の作成、印刷および届出に係る費用

5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用

6. この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用

委託者は、前2項に定める監査報酬等および諸費用等の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支弁を信託財産から受けることができます。この場合、委託者は現に信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。また、委託者は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、係る費用の金額をあらかじめ合理的に見積もった上で、実際または予想される費用額を上限として固定率または固定金額にて信託財産からその支弁を受けることもできます。

前項において監査報酬等および諸費用等の上限、固定率または固定金額を定める場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中に、あらかじめ委託者が定めた範囲内で係る上限、固定率または固定金額を変更することができます。

第2項および第3項において監査報酬等および諸費用等の固定率または固定金額を定める場合、係る諸費用の額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に応じて計上されます。係る費用は、毎計算期末または信託終了時に信託財産中から支弁します。

#### (信託報酬の額および支弁の方法)

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の105の率を乗じて得た額とします。委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

前項の信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。

第1項の信託報酬に係る消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに、信託財産中から支弁します。

#### (収益の分配)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、別に定める収益分配方針にしたがい、次の方

法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。以下同じ）との合計額から、諸経費、監査報酬等、諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減して得た額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、監査報酬等、諸費用等、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

前項におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産に係る配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの時価総額の

割合を乗じて得た額とします。

毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第42条 受託者は、収益分配金については第43条第1項に規定する支払開始日および第43条第2項に規定する交付開始日までに、償還金(信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。)については第43条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金(第45条第4項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ。)については第43条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

#### (収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第43条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が委託者の指定する販売会社に交付されます。この場合、委託者の指定する販売会社は、受益者に対して遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付けを行います。当該売付けにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日後1ヶ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

一部解約金は、第45条第1項の受益者の請求を受けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。ただし、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)により、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、一部解約金の支払いを延期する場合があります。

前各項(第2項を除きます。)に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する販売会社の営業所等において行うものとします。

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

前項における「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

#### (収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は委託者に帰属します。

### (信託の一部解約)

- 第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1円または1口を最低単位として委託者の指定する販売会社が独自に定める単位をもって一部解約の実行を請求することができます。前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日が海外市場の休業日と同日の場合は、一部解約の実行の請求を受けないものとします。
- 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- 前項の一部解約の価額は、一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。
- 一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者の指定する販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受け付けを中止することおよびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことができます。
- 前項により一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受け付け中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受け付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受けたものとして、第4項の規定に準じて計算された価額とします。

### (信託契約の解約)

- 第46条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることとなったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までに規定するこの信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

### (信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第47条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。
- 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第51条の規定にしたがいます。

### (委託者の登録取消等に伴う取扱い)

第48条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第51条第2項の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

#### (委託者の事業譲渡および承継に伴う取扱い)

第49条 委託者は、事業の全部または一部の譲渡をすることがあります。これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することができます。

委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることができます。これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることができます。

#### (受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第50条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第51条の規定にしたがい、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### (信託約款の変更等)

第51条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」）を行なうことがあります。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款に係る知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

第2項から前項までの規定は、委託者が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### (反対者の買取請求権)

第52条 第46条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な約款の変更等を行う場合には、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続に関する事項は、第46条第2項または前条第2項に規定する書面に付記します。

#### (他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第53条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行うことは

できません。

- 1.他の受益者の氏名または名称および住所
- 2.他の受益者が有する受益権の内容

(公告)

第54条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載または記録の受益権の取扱い)

第55条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第56条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成 22 年 7 月 23 日

委託者 ユーピーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社

受託者 三菱UFJ信託銀行株式会社



# UBS 公益・金融社債ファンド (為替ヘッジあり)

愛称：わかば

追加型 / 内外 / 債券

課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書（請求目論見書）

2010年7月

UBS グローバル・アセット・マネジメント株式会社

- 『UBS 公益・金融社債ファンド(為替ヘッジあり)』(以下、「当ファンド」といいます。)の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を平成 22 年 6 月 22 日に関東財務局長に提出しており、平成 22 年 7 月 8 日にその効力が発生しております。
- 当ファンドの受益権の価額は、同ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属します。したがって当ファンドは元金が保証されているものではありません。
- 当ファンドは、課税上は株式投資信託として取扱われます。

発行者名	ユービーエス・グローバル・アセット・マネジメント株式会社
代表者氏名	岡村 進
本店の所在の場所	東京都千代田区大手町一丁目5番1号 大手町ファーストスクエア
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当なし

当ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて主として外貨建ての債券に投資を行います。当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により変動しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、組入れた債券の発行体の経営・財務状況の変化およびそれに関する外部評価の変化等により、基準価額が下落した場合には、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は、預貯金または保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

投資信託は、金融機関の預貯金とは異なり、元本および利息の保証はありません。投資した資産価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客様が負います。

## 目 次

第1 ファンドの沿革	.....	1
第2 手続等	.....	1
1 申込(販売)手続等	.....	1
2 換金(解約)手続等	.....	2
第3 管理及び運営	.....	3
1 資産管理等の概要	.....	3
2 受益者の権利等	.....	5
第4 ファンドの経理状況	.....	6
1 財務諸表	.....	6
2 ファンドの現況	.....	6
第5 設定及び解約の実績	.....	6

## 第1 ファンドの沿革

平成22年7月23日 ファンドの信託契約締結、設定日、運用開始

## 第2 手続等

### 1 申込（販売）手続等

#### （申込期間）

- ・ 当初申込期間：平成22年7月8日から平成22年7月22日まで
- ・ 継続申込期間：平成22年7月23日から平成23年10月7日まで  
なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

#### （買付申込みの受け付け）

- ・ 販売会社の営業日の午後3時までに、買付申込が行われ、かつ買付申込にかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。
- ・ 「自動けいぞく投資コース」をご利用の場合、買付申込者は、販売会社と「自動けいぞく投資約款」に基づく分配金再投資に関する契約（同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を含みます。）を締結していただきます。

買付申込者は販売会社に買付申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該買付申込の代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該買付申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、当初設定および追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

#### （買付単位）

- ・ 1円または1口単位（当初1口=1円）を最低単位として、販売会社が独自に定める単位とします。

「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、1口単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 （営業日の9:00～17:00）

#### （買付価額）

- ・ 当初申込期間：1口当たり1円とします。
- ・ 継続申込期間：買付申込受付日の翌営業日の基準価額とします。  
「自動けいぞく投資コース」において収益分配金を再投資する場合には、各計算期間終了日の基準価額とします。

#### （買付代金の支払い）

- ・ 当初申込期間：当初申込期間内にお申込の販売会社にお支払ください。
- ・ 継続申込期間：販売会社の指定する期日までに申込代金をお申込の販売会社にお支払ください。

#### （買付申込受付けの中止等）

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは買付申込の受付けを中止すること、および既に受付けた買付申込を取消すことがあります。

(買付申込不可日)

- ・ 買付申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、買付申込は受付けません。

2 換金（解約）手続等

(換金の受け付け)

- ・ 販売会社の営業日の午後3時までに、換金申込が行われ、かつ換金申込にかかる販売会社所定の事務手續が完了したものを当日の申込分とします。

(注) 換金（解約）の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係る信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

(換金単位)

- ・ 1円または1口を最低単位として販売会社が独自に定める単位とします。

詳しくは、販売会社または下記までお問い合わせください。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 (営業日の9:00~17:00)

(換金価額)

- ・ 換金申込受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.15%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。  
換金時の費用や税金についての詳細は交付目論見書「第二部 ファンド情報 第1ファンドの状況 4 手数料等及び税金」をご覧ください。

(換金代金の支払い)

- ・ 原則として、換金申込受付日から起算して5営業日目からお申込の販売会社でお支払いします。

(換金申込受けの中止等)

- ・ 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（投資対象国における非常事態（金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは換金申込の受け付けを中止すること、および既に受け付けた換金申込を取消すことがあります。
- ・ 前記の換金申込の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金申込を撤回できます。ただし、受益者がその換金申込を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金申込を受けたものとして計算された価額とします。

(換金申込不可日)

- ・ 換金申込日が、ロンドン証券取引所もしくはニューヨーク証券取引所の休業日またはロンドンの銀行もしくはニューヨークの銀行の休業日と同日の場合には、換金申込は受け付けません。

### 第3 管理及び運営

#### 1 資産管理等の概要

##### (1) 資産の評価

###### (基準価額の算定)

- ・ 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの金額をいいます。当ファンドの場合、1万口当たりで表示されます。

なお、外貨建資産（外貨建有価証券、預金およびその他の資産をいいます。）の円換算については、原則としてわが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

###### (基準価額の算出頻度と公表)

- ・ 基準価額は、委託会社において毎営業日算出され、販売会社にお問い合わせ頂くことにより知ることができるほか、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊に掲載されます。また委託会社のホームページでご覧いただくことも出来ます。

委託会社のホームページ <http://www.ubs.com/japanfunds/>

委託会社の電話番号 03-5293-3700 （営業日の9：00～17：00）

##### (2) 保管

受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まり、受益証券を発行しませんので、受益証券の保管に関する該当事項はありません。

##### (3) 信託期間

無期限とします。

ただし、後記「(5)その他[信託の終了]」による場合はこの限りではありません。

##### (4) 計算期間

原則として毎月11日から翌月10日までとします。ただし、計算期間終了日に該当する日が休業日の場合は翌営業日までとします。なお、第1回目の決算日は、平成22年9月10日とします。

##### (5) その他

###### [信託の終了]

###### (信託契約の解約)

- ・ 委託会社は、信託期間中において、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部解約により純資産総額が30億円を下回ることになったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ・ 委託会社は、前記a.の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ・ 前記b.の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これ行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ・ 前記b.の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- ・ 前記b.からd.までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.からd.までに規定する信託契約の解約の手続を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

(委託会社の登録取消等に伴う取扱い)

- a. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- b. 前記 a. の規定にかかわらず、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記[信託約款の変更]の書面決議が否決となる場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

(受託会社の辞任および解任に伴う取扱い)

- a. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、後記[信託約款の変更]の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- b. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

[運用報告書の作成]

委託会社は、毎年1月および7月の決算時および償還時に運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に対して交付します。

[信託約款の変更]

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、信託約款は[信託約款の変更]に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- b. 委託会社は、前記 a. の変更事項（前記 a. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限ります。以下、併合と合わせて「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- c. 前記 b. の書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知りている受益者が議決権を行使しないときは、当該知りている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- d. 前記 b. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- e. 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- f. 前記 b. から e. までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- g. 前記 a. から f. にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決

議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

[関係法人との間の契約書の内容について]

- a. 委託会社と販売会社との間で締結する「証券投資信託の募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに当事者の一方から別段の意思表示のないときは、原則1年毎に自動的に更新されるものとします。
- b. 投資顧問会社との投資顧問契約は、当ファンドの信託期間終了まで存続します。ただし、当事者の一方が、相手方に30日前までに通知をなすことにより契約を終了させることができます。

## 2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

分配金受領権

受益者は、分配金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。

分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者に、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いを開始します。

なお、「自動けいぞく投資コース」をお申込の場合は、原則として分配金は税引き後、無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

ただし、受益者が分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

償還金受領権

受益者は、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日（原則として信託終了日から起算して5営業日目まで）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で買付申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として買付申込者とします。）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をすると引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行うものとします。

ただし、受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

一部解約の実行請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について原則として毎日、販売会社を通じて、委託会社に対して一部解約の実行を請求する権利を有します。

受取代金の支払いは、販売会社の本・支店・営業所等において、原則として解約請求の受付日から起算して5営業日目からお支払いいたします。

帳簿閲覧権

受益者は委託会社に対して、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求する権利を有します。

信託約款の解約または重要な約款変更に異議を述べ受益権の買取りを請求する権利（反対者の買取請求権）

信託約款の解約または信託約款の重要な変更が行われる場合において、書面決議において当該議案に反対した受益者は、自己に帰属する受益権を、受託会社に信託財産をもって買い取るよう請求することができます。この買取請求の内容および買取請求の手続に関する事項は、前記の「[信託の終了](信託契約の解約)b.」または「[信託約款の変更]b.」に規定する書面に付記します。

#### 第4 ファンドの経理状況

ファンドは平成22年7月23日から運用を開始する予定のため、平成22年6月22日現在において下記の各項目に記載すべき事項はありません。

なお、ファンドの財務諸表監査は、新日本有限責任監査法人が行う予定です。

##### 1 財務諸表

###### (1) 貸借対照表

該当事項はありません。

###### (2) 損益及び剰余金計算書

該当事項はありません。

###### (3) 注記表

該当事項はありません。

###### (4) 附属明細表

該当事項はありません。

##### 2 ファンドの現況

純資産額計算書

該当事項はありません。

#### 第5 設定及び解約の実績

ファンドは平成22年7月23日から運用を開始する予定のため、平成22年6月22日現在において記載すべき事項はありません。

© UBS 2010. キーンボル及び UBS の各標章は、UBS の登録又は未登録商標です。UBS は全ての権利を留保します。